

佐世保工業高等専門学校地域共同テクノセンター運営規則

平成24年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、佐世保工業高等専門学校地域共同テクノセンター規則第17条、佐世保工業高等専門学校不動産管理規則（以下「不動産管理規則」という。）第7条第1項ただし書及び佐世保工業高等専門学校共用研究スペース管理運営規程第5条ただし書に基づき、佐世保工業高等専門学校地域共同テクノセンター（以下「センター」という。）の利用について定める。

(利用の範囲)

第2条 センターの利用は、次の各号に該当するものとする。

- 一 地域企業との共同研究、受託研究及び技術相談等の研究交流
- 二 技術セミナー、技術研修会及び公開講座等
- 三 電子顕微鏡を用いた検査又は分析等
- 四 その他地域共同テクノセンター運営委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、地域共同テクノセンター長（以下「センター長」という。）が認めたもの

(利用資格)

第3条 センターを利用できる者は、次の各号に該当する者とする。

- 一 前条各号の目的で来校する企業または個人
- 二 地域貢献を目的に活動する本校の教職員及び学生
- 三 その他、センター長が認めた者

(利用申請)

第4条 地域共同実験室、海洋環境実験室及びフィールドサイエンス実験室（以下、「地域共同実験室等」という。）を利用しようとする教職員、企業又は個人は、別紙様式第1号の地域共同実験室等利用申請書をセンター長に提出しなければならない。

2 共同利用設備室を利用しようとする教職員、企業又は個人は、不動産管理規則別記様式第3号甲の不動産貸付申請書に別紙様式第2号の共同利用設備室利用理由書を添えて、センター長に提出しなければならない。

3 電子顕微鏡を利用しようとする教職員、及び学生に電子顕微鏡を利用させようとする教職員は、本校デスクネットで設備の利用予約をしなければならない。なお、内容欄には使用目的、使用者名を記入すること。

4 教職員及び学生以外の者で電子顕微鏡を利用しようとする者は、別紙様式第3号の電子顕微鏡利用申請書をセンター長に提出しなければならない。

5 起業家工房（TETORA BASE）に関する利用申請については別途定める。

(利用者の決定等)

第5条 前条第1項の申請があったときは、センター長は委員会の意見を聴いて諾否を決

定し、別紙様式第4号又は別紙様式第5号により、申請者に通知する。

- 2 前条第2項の申請があったときは、センター長は委員会の意見を聴き、諾否の意向を添えて不動産管理役に通知する。
- 3 前条第4項の申請があったときは、センター長は委員会の意見を聴き、諾否の意向を添えて物品管理役に通知する。
- 4 起業家工房（TETORA BASE）に関する利用者の決定等については別途定める。

（講習会の受講）

第6条 電子顕微鏡を利用する者は、事前にセンター長が主催する講習会を受講しなければならない。

（利用料）

第7条 地域共同実験室の利用は佐世保工業高等専門学校共用研究スペース管理運営規程の共用研究スペース使用料を負担するものとする。海洋環境実験室、フィールドサイエンス実験室及び共同利用設備室の利用は無料とする。ただし、企業又は個人が利用する場合は、光熱水料を負担しなければならない。

- 2 教職員及び学生以外の者で電子顕微鏡を利用する者は、佐世保工業高等専門学校諸料金規則に規定する料金を負担しなければならない。
- 3 第1項の光熱水料は、佐世保工業高等専門学校出納命令役の発行する請求書により、毎月納入しなければならない。
- 4 第2項の料金は、佐世保工業高等専門学校出納命令役の発行する請求書により、原則として利用開始までに納入しなければならない。
- 5 起業家工房（TETORA BASE）に関する利用料については別途定める。

（利用期間）

第8条 地域共同実験室等及び共同利用設備室の利用期間は1年間とする。ただし、利用期間の延長が必要な場合は、改めて第4条に規定する利用申請を行い、第5条により利用者の決定を行う。

- 2 起業家工房（TETORA BASE）に関する利用期間については別途定める。

（利用報告書の提出）

第9条 地域共同実験室等及び共同利用設備室の利用者は、利用期間終了後30日以内に委員会に別紙様式第6号又は第7号の利用報告書を提出するものとする。

- 2 電子顕微鏡の利用者は、別紙様式第8号の電子顕微鏡使用記録簿に記録するものとする。

（利用の取り消し）

第10条 地域共同実験室等について、利用者がこの申請事由に著しく異なる利用をしている場合、又は報告に関する義務を果たさない場合等については、利用を取り消すことができる。

- 2 共同利用設備室及び電子顕微鏡について、利用者がこの申請事由に著しく異なる利用をしている場合、又は報告に関する義務を果たさない場合等については、センター長は委

員会の議を経て不動産管理役又は物品管理役にその利用の取り消しを申し立てることができる。

(機器の管理)

第11条 センター所有の共同利用機器については、センター長の管理とする。ただし、センター長が認める場合には、利用者に管理を委託することができる。

(損害の賠償)

第12条 センター長は、利用者が故意又は重大な過失により施設等を毀損したときは、利用者にその損害に相当する費用の賠償を求めることができる。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年5月15日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年3月2日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成31年1月23日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年3月30日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月18日から施行する。

附 則 (令和5年3月2日一部改正)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年2月6日から施行する。